

議案第9号

令和4年度小松島市国民健康保険特別会計予算

令和4年度小松島市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,480,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		668,110
	1 一般国民健康保険税	668,028
	2 退職者等国民健康保険税	82
2 使用料及び手数料		510
	1 手数料	510
4 県支出金		3,430,257
	1 県負担金	12,510
	2 県補助金	3,417,747
5 財産収入		145
	1 財産運用収入	145
6 繰入金		374,138
	1 繰入金	364,138
	2 基金繰入金	10,000
8 諸収入		6,840
	1 延滞金加算金及び過料	2,810
	2 雑収入	4,030
歳入	合計	4,480,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		81,461
	1 総務管理費	79,780
	2 徴税費	1,313
	3 運営協議会費	128
	4 趣旨普及費	240
2 保険給付費		3,346,161

	1 一般療養諸費	2,880,650
	2 退職者等保険給付費	200
	3 審査支払手数料	13,100
	4 一般高額療養費	439,200
	5 退職者等高額療養費	105
	6 助産諸費	10,506
	7 葬祭諸費	1,120
	8 移送諸費	80
	9 傷病手当金	1,200
3 国民健康保険事業費納付金		987,864
	1 医療給付費分	720,110
	2 後期高齢者支援金等分	205,672
	3 介護納付金分	62,082
4 保健事業費		55,618
	1 特定健康診査等事業費	39,179
	2 保健事業費	16,439
5 公債費		200
	1 一般公債費	200
6 諸支出金		3,696
	1 諸支出金	20
	2 償還金及び還付加算金	3,531
	3 基金費	145
7 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	4,480,000